

(仮称) 奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 (素案)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「無料低額宿泊所基準」という。）において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、無料低額宿泊所基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 無料低額宿泊所の事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、無料低額宿泊所基準第10条並びに第11条第1項（利用期間に係る部分を除く。）から第5項までの規定及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。